

# 危険化学品ばら積船に対する ESP の適用に関する改正の解説

## 1. はじめに

2025 年 12 月付一部改正により改正されている危険化学品ばら積船に対する ESP の適用に関する改正について、その内容を解説する。本改正に伴い、鋼船規則 A 編が改正されている。なお、本改正は 2027 年 1 月 1 日から施行される。

## 2. 改正の背景

鋼船規則 A 編に規定する検査強化プログラム（Enhanced Survey Programme: ESP）の適用に関する要件は、ESP が適用される船種及び当該船舶の船級符号へ付記する記号について規定する IACS 統一規則 Z11 を取入れたものである。

Z11 における危険化学品ばら積船に関する ESP の要件は、一体型タンクを有する船舶のみに適用され、溶融硫黄運搬船のような独立型タンクを有する船舶には適用されていない。IACS は、要件の適用をさらに明確にするため、一体型タンクのみ、又は一体型及び独立型タンクを併せ持つ場合に ESP を適用することを明記し、IACS 統一規則 Z11(Rev.7)として採択した。

このため、IACS 統一規則 Z11(Rev.7)に基づき、関連規定を改めた。

## 3. 改正の内容

鋼船規則 A 編 1.2.7 に規定する略号 ESP の付記に関する要件を Z11(Rev.7)に基づき改めた。従前の規則においては、ESP の適用対象となる危険化学品ばら積船に関し、一体型タンクを有する船舶が対象となる旨規則中に明記していたが、今回の改正により一体型タンクを有する船舶に加え、一体型タンクを有するものであって一部に独立型タンクを併せ持つ船舶を含む旨明記した。

なお、2025 年 6 月時点での本会登録船のうち、一体型及び独立型タンクの双方を備える船舶は、調査の範囲では 1 隻のみ確認された。当該船舶は一般的な危険化学品ばら積船で採用されている一体型貨物タンクに加え、暴露甲板上に独立型の貨物タンクを有している。このような船舶に対しては、本会は従前より船級符号に ESP を付記し、一体型タンクに対し ESP の要件を適用する運用を行っていることから、今回の改正による取扱いの変更はない。